

News Release

令和5年12月20日

地域おこし協力隊員の募集開始について

地域おこし協力隊制度は、都市地域から過疎地域等に生活の拠点を移した者を自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、一定期間地域の現場で地域協力活動を行いながら定住・定着を図り、地域力の維持・強化を図る取組で、総務省が自治体に対し特別交付税措置を行い、活用を推進しているところです。本市においても、1名の隊員が昨年度の10月から活動を開始しているところですが、新たに移住・定住促進活動及び地域活性化活動を行う隊員を1名募集することとなりましたのでお知らせします。

また、隊員の人脈づくりの支援や就業活動サポートを行う受入事業者は(株)ウッディーハウスに決定しましたので併せてお知らせします。(第三者機関である移住定住促進協議会での選考)

1. 活動内容

(1) 移住・定住促進活動(市と協働)

- ①地域に入って移住促進：地域の移住者受入体制構築の支援
- ②市職員と協働した移住促進：移住相談会、移住者の地域面談への出席や広報
- ③現役隊員と協働した移住促進：市内学生が自分の地域を知る活動の企画運営等

(2) 地域活性化活動(受入事業者と協働)

市内の観光資源に新たな切り口で光を当て、観光施設(赤れんがパーク等)に訪れる人々に情報を届けることで、市内全域を巡ってもらい、舞鶴に長期滞在する人、ひいては舞鶴ファンを増やします。

①観光スポットをめぐる仕掛けづくり(東地区・西地区)

東地区：東舞鶴駅から赤れんがパークへのルート沿いの観光スポットを巡る仕掛けづくりや、民泊の立ち上げ等

西地区：城下町の歴史巡りとクルーズ船とを掛け合わせた周遊型観光の活性化や、商店街の新たなスポットづくり

②舞鶴の食のおいしさを伝える：赤れんがパークでの定期イベントとしてファーマーズマーケットの立ち上げや運営。

2. 主な応募要件

- (1) 転出地・転入地の条件が総務省の定める地域要件に該当する者
- (2) 意欲と情熱をもって市・受入事業者・住民と協力して自発的に活動できる者
- (3) 活動期間終了後も起業又は就業して舞鶴市に定住しようとする意欲を持つ者

応募方法 市が指定するエントリーシート等の書類提出

募集期間 令和5年12月20日(水)～1月31日(水) 午後5時(必着)

【お問い合わせ先】

移住・定住促進課：☎0773-66-1085、FAX0773-62-5099

E-mail：iju-teiju@city.maizuru.lg.jp